

答 申

1 審査会の結論

熊谷市長（以下「実施機関」という。）が令和7年3月26日付けで行った保有個人情報部分開示決定処分は妥当である。

2 事案の概要

(1) 保有個人情報の開示請求

社会福祉法人〇〇〇〇の理事長である〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）は、令和7年3月24日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、実施機関に対して「私に関する令和〇年度分の個人住民税に関する課税資料一式」についての保有個人情報の開示を請求した。

(2) 本件保有個人情報開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件保有個人情報開示請求の内容から該当する文書を特定し、令和7年3月26日付け熊市税第4374号により、保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求書の受理

審査請求人は、令和7年4月3日付けで、本件処分の取消し及び保有個人情報の全てを開示することを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

(4) 弁明書

実施機関は、令和7年4月18日付け熊市税第245号により、審査請求に対する弁明を行った。

(5) 反論書

審査請求人は、令和7年5月1日付けで、令和7年4月18日付け熊市税第245号の弁明に対する反論を行った。

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

ア 法第78条第1項第2号本文の該当性について

本件処分につき、不開示とされた個人住民税の徴収方法を変更するための給与支払報告特別徴収に係る給与届出書（以下「本件届出書」という。）に記載のある法人担当者氏名については、法第78条第1項第2号本文に該当する情報ではない。実施機関は、法人担当者氏名について、個人を識別すること

ができるものであり、当該個人の権利利益を害するおそれがあるとして、同号本文に該当する情報であるとしているが、本件届出書は法人の機関を装い、作成・届出がされたものであり、本件届出書に記載のある法人の担当者氏名については、同号本文に該当する情報ではない。

イ 法益の比較衡量について

仮に法人の担当者氏名が個人情報に該当するとしても、本件届出書は法人の理事長である審査請求人の承認及び許可を得ることなく、無断で提出されたものである。本件届出書の提出により熊谷市や社会保険事務所（年金事務所）の台帳に虚偽の記載がなされている。届出を行った担当者の行為は刑法（明治40年法律第45号）第157条に規定する公正証書原本不実記載等に該当する行為であり、かつ、届出権限があるかのように装い、法人の機関として届出を行った行為は、同法159条の私文書偽造罪にも該当する。犯罪行為に該当する行為に及ぶ者の個人情報を保護する法益は乏しく、他方において、審査請求人の報酬、給与は支払われず、社会保険料の支払もなされなかったことから、健康保険を利用した医療を受けることができず、生命及び身体の危険にもさらされるという重大な法益侵害を受けたことから、法人の担当者及び審査請求人のそれぞれの法益を比較するまでもなく、法人の担当者氏名を開示しなければならない。

ウ 法第27条第1項第2号の該当性について

法第27条第1項第2号は、「人の生命身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき」に該当する場合には、第三者に個人データを提供することが定められており、本件はこれに該当をするため、法人の担当者名を開示しなければならない。

エ 更なる法益侵害のおそれについて

法人の機関内に本件のような届出を行うような者が存在するということは、今後も同様の届出が本人に無断で提出されるおそれが存し、審査請求人ばかりか法人の全職員の生命・財産等に対する侵害がなされる危険性が極めて高い。審査請求人としては、個人としてのみならず、法人の代表者としても、届出を行った者を明確にし、このような事態が二度と発生しないよう適切な処置を行わなければならない。

オ 以上から、実施機関は部分開示決定を取り消し、保有個人情報の全てを開示しなければならない。

(2) 実施機関の主張

ア 法第78条第1項第2号本文の該当性について

不開示処分とした本件届出書に記載された法人担当者の氏名は、法第78条第1項第2号本文に規定する生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであり、同号本文に該当する情報である。

イ 法益の比較衡量について

法人担当者が公正証書原本不実記載等の犯罪行為を行ったこと並びに審査請求人の報酬及び給与が支払われず、社会保険料の支払も停止されたことから、健康保険を利用した医療を受けることができなくなったことについて、認否は明らかでなく、法人担当者の氏名を開示することにより、法人担当者が誹謗中傷を受けること、勤務先において不当な取扱いを受ける可能性も排除できないこと等から、法人担当者の氏名を開示するべきではない。また、法人担当者の氏名が開示されたからといって、人の生命、健康、生活又は財産の保護が図られるものではない。

ウ 法第 27 条第 1 項第 2 号の該当性について

法 16 条第 2 項第 2 号の規定により地方公共団体は当該個人情報取扱事業者から除かれるため、本件について、法人担当者の氏名は、法第 27 条第 1 項第 2 号を根拠に開示されるものではない。

エ 更なる法益侵害のおそれについて

本件処分と直接関係がある問題ではなく、認否の限りではない。

オ 以上から、本件審査請求は棄却すべきである。

4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- (1) 令和 7 年 6 月 12 日 諮問書の受理。弁明書及び反論書の写しの受理
- (2) 同年 7 月 2 日 実施機関の意見聴取及び審議
- (3) 同年 8 月 18 日 審議

5 審査会の判断

(1) 法第 78 条第 1 項第 2 号本文の該当性について

法第 78 条第 1 項では、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」とされ、行政機関の長等の保有個人情報の開示義務を規定している。法第 78 条第 1 項第 2 号本文では、法第 78 条第 1 項本文のいう「不開示情報」を規定している。同号ただし書では、法第 78 条第 2 項本文の規定する「不開示情報」から除く情報について規定をしており、同号イ、ロ及びハで「不開示情報」から除く情報について、具体的な定義を置いている。

本件の争点は、本件届出書に記載のある法人担当者氏名が、法第 78 条第

1 項第 2 号本文に規定される「不開示情報」に該当をするか否かであり、以下検討していく。

ア 本届出書に記載のある法人担当者氏名は、法 7 8 条第 1 項第 2 号にある「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当するため、「不開示情報」から除く法第 7 8 条第 1 項第 2 号イ、ロ及びハに該当をするか否かを検討する。

イ 初めに、法第 7 8 条第 1 項第 2 号イについて、一般に市に提出された税申告に係る書面において法人の担当者氏名は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないため、同号イには該当しない。

ウ 次に、同号ロについて検討する。人の生命又は財産を保護するため、届出書に記載のある法人担当者氏名を開示することが必要であるかという点については、「開示が必要であると認められる」その射程に本件が入るかという検討が必要となる。「開示することが必要であると認められる」と判断するためには、当該情報を不開示とすることにより保護される審査請求人以外の法益よりも、審査請求人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ることが求められ、かつ当該必要性の判断に当たっては、現在における法益侵害のみならず、将来において法益が侵害される蓋然性が高い場合も含まれるものとするのが相当である。反論書の「審査請求人が給与の支払いを受けなくなったとの事実を存せず」及び「給与無支給・社会保険料未支払の状態は回復することが出来た」という記載から、現在における法益侵害については既に解消されており、その事実は確認できない。同時に、将来の法益侵害についても、審査請求人の主張を前提とすれば、今後も同様の届出が無断で提出されるおそれが存し、審査請求人ばかりか法人の全職員の生命、財産等に対する侵害がなされる危険性は否定できないが、当該主張を裏付けるようなものは存せず、その蓋然性の高低につき、判断することはできない。したがって、同号ロに該当するとはいえない。

エ 最後に、同号ハについて検討を行う。法人の担当者は、独立行政法人等の職員ではなく、公務員等でもない。したがって、同号ハには該当しない。

オ 以上から、本件における法人の担当者氏名は、法第 7 8 条第 1 項第 2 号本文に本文にいう「不開示情報」に該当し、かつ同号イ、ロ及びハに規定する「不開示情報」から除く情報に該当するとはいえない。したがって、審査請求人の主張は採用できず、法人の担当者氏名を不開示とした処分庁の処分は妥当といえる。

(2) 結論

以上の理由から、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(3) 付言

上記の結論に影響を及ぼすものではないが、以下のとおり付言をする。

ア 審査請求人の主張する、法益の比較衡量及び更なる法益侵害の問題については、別個の論点ではなく、法第78条第1項第2号ロの該当性の問題として整理をした。

イ 法第27条第1項第2号の該当性については、法第16条2項の規定により、地方公共団体は除かれていることから、論点になるものではない。

(答申に関与した委員の氏名)

南部 あゆみ、吉田 貴之、自在 暁